

平成 29 年 7 月 25 日

評価室

部局等における自己点検・評価書作成の実質化と効率化

評価室において、部局等における自己点検・評価書（以下「部局等評価書」という。）の作成の効率化や自己点検・評価の実質化などを図るため、方策の検討を行い、以下のような対応策を案出した。今後、各部局において、部局等評価書作成の指針として活用願いたい。

（部局等評価書作成の指針）

- 学部・研究科及び全学教育機構における評価の対象領域が、教育の領域、研究の領域、国際交流・社会貢献の領域、組織運営の領域、施設の領域の 5 領域であることを再度確認する。大学機関別認証評価の基準に対応した部分については、基準に沿って記載する。
- 学部・研究科及び全学教育機構以外の部局における評価の対象領域については、上記 5 領域を参照し、適宜、「教育の領域」を「教育支援の領域」に読み替えるなどにより、部局の特性に適合させる。また、必要に応じて、部局の特性に応じた領域を追加する。
- 全学教育機構（クリエイティブ・ラーニングセンター）は、教育関係共同利用拠点、海洋エネルギー研究センターは、共同利用・共同研究拠点に関する自己点検・評価を独立した領域として記載することで、それらの取組を明確にする。
- 各部局においては、年報等の公表、特に研究センターにおいては研究センターロードマップの策定や時限評価を実施していることを考慮し、自己点検・評価の効率化を進める必要がある。例えば、年報等で公表している研究業績や事業報告を活用し、部局等評価書においてはそれらのまとめと URL だけを記載するなどの工夫を行う。
- 部局等評価書においては、対象年度の「改善すべき点」と「優れた点」、対象年度の前年度の部局等評価書において記載した「改善すべき点」への改善状況を、領域ごとに記載する。このことによって、自己点検・評価から改善へのサイクルが機能していることを示す。学部・研究科及び全学教育機構においては、大学機関別認証評価の基準に対応した部分については、該当の基準の番号を括弧書き等で記載する。
- 部局等評価書に記載された対象年度の「改善すべき点」について、次年度の部局等評価書を 12 月に提出するまでの期間における対応状況を部局等評価書提出後の役員会において検証し、改善へのサイクルが機能していることを確認する。

関係規程

「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」